

広
報

2007.10 No. 19

あびら



半優勝
余興部

深めて

広島平和記念式典派遣事業 中学生海外派遣事業



派遣メンバーと毎年子どもたちに折りづるを託している井森みゆきさん(写真後列中央)

安平町では、毎年国内外に児童・生徒を派遣し、国際理解と平和について学習する取り組みを行なっています。今年も、8月6日に広島市で開催された平和記念式典に小学生3名と中学生2名を派遣しました。

また、8月1日から8日まで早来中学校と追分中学校の生徒10名をオーストラリアに派遣し、ことばや文化など、国際理解を深める学習を行いました。参加した皆さんが現地を感じたり学んだことの報告会が9月13日に町民センターで行なわれ、感想や貴重な体験などが紹介されました。



平成8年に世界文化遺産に登録された原爆ドーム

被爆62年目の広島へ

8月5日、町内の中学生と小学生そして引率者が追分公民館を出発しました。集合写真左から佐々木瞳さん(早中3年)、梅原亮介君(早小6年)、長沼勇希君(遠小6年)、足利倫子さん(追中3年)、長谷川絢音さん(追小6年)、尾崎知己主幹(町職員)の6名です。

8月6日の平和記念式典に参列した一行は被爆された塩冶節子さんから当時の話や戦争の恐ろしさを聞きました。62年前に原子爆弾が落とされたとき塩冶さんは5歳でした。爆心地から1・6キロの自宅において何が起きたか分からず、母親が2歳の妹と自分を助けてくれたといっています。7年後、小学3年生の妹さんが原爆の後遺症で亡くなりました。



被爆者に合掌



広島市内を流れる元安川で行なわれた灯籠流しに参加



語りべの塩冶節子さん(写真右)から体験談を聞く児童・生徒

「原爆や戦争の恐怖、後遺症との戦い、これから自分たちは何をすべきか」などさまざまなテーマを設け学習をした5名の児童・生徒は現地で被爆体験者の話を聞いたり、資料館を見学したりして改めて原爆の恐ろしさを実感。戦争をしないために何をすべきかを考えました。多くの市民が水を求めて集まったという元安川で行われた灯籠流しに参加し、被災者の供養と平和へ



現地での研修を



研修先の羊牧場の前

写真左前から、三島美咲さん(追中2年)、丸子千帆さん(早中2年)、加納美優さん(同)。左後ろから、及川秀一郎主幹(町職員)、亀渕美里さん(追中3年)、内藤杜朗君(早中3年)、渡辺満里奈さん(追中3年)、山田遼太郎君(早中3年)、村井亜里紗さん(追中2年)、三島夏帆さん(同)、原子歩巳さん(追中3年)。

の祈りを捧げました。
豊かな自然の国に行つて
南半球に位置し、夏には気温40度を超えるオーストラリア。日本の気候とは反対で今は冬。今回の研修では雄大な自然が一行を迎えてくれました。オーストラリアにはコア



ホームステイ先

言葉の壁に挑戦
中学生全員が最も不安に感じていたホームステイ。自分の英語が通じるのか、どんな人の家に宿泊するのかなど緊張したとのことでした。
しかし、言葉の壁を越え受け入れ先の方の優しい対応に感激したと参加者が異口同音

ラやカンガルーなど固有の動物や独特な進化をした植物を見ることができるといいます。美しい景色やきれいな街を目にして一人ひとりが自然を守るこの大切さ(山田)や、ごみを減らし限りある資源を有効に使うことの意義(村井)を学んだと話していました。エコバッグの普及や自転車通勤をする人もいて、地球環境の保全や温暖化対策を進めているとのことでした。



現地の生徒と調理実習

に語っていました。相手が何を伝えようとしているのか理解しようと思えば通じ合うことを学び(渡辺)、簡単な英語が通じたときは嬉しかったと感激していました(亀渕)。
文化の違いを見聞
オーストラリアではいくつかの言語を話すことのできる人が多いとのこと(丸子、加納)。学校訪問では、香水やピアスが認められ身だしなみが厳しい日本と違い校則がゆるやかであることを実感(加納)。また、店で出される食事の量の多さに驚いていました。素材そのものの味を楽しむ日本と異なり、オーストラリア人は食材を生かした味付けを好みます(三島美咲)。
日本より自由な点が多いが、



町民センターで報告会

交通マナーはしっかり守るメリハリのある国で、日本の車メーカーや馴染みのコンビニ店などが多くあり、日本とのつながりを感じたといっています(丸子)。
海外研修を終えて
人種や言葉の壁を越えて心が通じ合ったことに、参加した10名の中学生は感動していました。文化や生活様式の違いなどにも驚き、海外研修をさせていただいた皆様に感謝するとともに、スライドを見ながらオーストラリアでの研修を振り返っていました。

今回研修した15名の児童・生徒それぞれの報告内容は生涯学習フェスティバルの期間中掲示されます。



ひまわりで美しい学校づくり

遠浅小学校児童会（山田舟治郎会長）が中心となって活動している「美しい学校を目指して」のサンフラワープロジェクトのもと、6月27日、全校生徒で植えたひまわりが9月中旬見ごろを迎えました。

50本～60本のひまわりが、およそ2メートルほどに成長し、児童や道行く地域の方々を明るく見守っています。

今年初めての取り組みでしたが、今後はこの種を採種し来年に引き継いで行きたいと話していました。

遠浅小学校で稲刈り体験

9月26日、遠浅小学校の児童が稲刈りを体験しました。

遠浅小学校の伝統行事としてすっかり定着し、毎年行なわれているこの米作り。前日の雷雨で足元がぬかるむ中での作業となりましたが、元気に稲刈りに取り組んでいました。



もしものときのために・・・

9月12日に早来町民センター、9月15日は消防署安平支署追分出張所で普通救命講習会が開催されました。

これは、「日常生活のさまざまな場合に役立つ応急手当の基礎知識を学んでもらおう」と毎年開催されているものです。

参加者は、心肺蘇生法などの実技に熱心に取り組んでいました。



町内チーム大健闘

9月17日、第18回早来メッツ旗兼早来ライオンズクラブ会長杯争奪少年野球大会がときわ球場と早来小グラウンドの2会場で開催されました。

参加した6チームのうち、3チームが町内チームということもあり、熱気にあふれた大会になりました。



ユニークな形のじゃがいも

松原農園(安平)のじゃがいも畑でこんなユニークな形のじゃがいもが収穫されました。

これはレッドムーンという品種で煮崩れしずらくホクホクとしたおいしいじゃがいも。

松原由依さん、未歩さん姉妹が筆を入れクマと鳥に完成したじゃがいもは、はやこい市の店頭で観賞用として並べられ、そのかわいらしさに来店者の目を引いていました。

追分駅で出発式

JR北海道では夕張市を支援するためSL走行を企画しました。9月8日にC11号車が追分駅2番ホームから出発。昭和50年12月24日、D51 241号蒸気機関車を最後に32年ぶりに黒煙が駅構内に立ちのぼりました。国鉄OBの皆さんも黒光りするSLの前で当時を懐かしんでいました。



発車時刻を待つSLと高橋裕追分駅長



ボランティアで草刈りを実施

安平町シルバー人材センター追分支所の皆さんが9月6日に旧追分福祉寮跡地ほか2か所の草刈を行ないました。2mほどに成長した雑草を刈り取り、歩道まで伸びたとげのある木も刈払い機で除去。これから安心して歩くことができるようになりました。



きれいな遊具で遊んでね
子どもたちにきれいな遊具で楽しんでもらおうと誘致企業会のツキヌキザワ工芸社が8月31日にボランティアで早来保育園の遊具のサビ落としとペンキ塗りを行いました。新たに塗り直された鉄棒やすべり台で園児たちは楽しそうに遊んでいました。7月には追分幼稚園でも実施しています。



大場正志誘致企業
会長(写真右)から
社会福祉協議会へ

プレーヤーの善意の志です
9月11日 ANAダイヤモンドゴルフクラブで安平町誘致企業会主催の第15回チャリティゴルフ大会が開催され、143名が参加しました。懇親会では、実行委員が持ち回った募金箱にプレーヤーの皆さんが募金し、集まった25万5500円の善意の志は社会福祉協議会に寄付され、さまざまな事業に使われます。



酪農家で体験学習
9月11日、富岡小学校で体験学習が行なわれました。今回は、酪農業を営む金川牧場を訪れ子牛に乳を与えたり、牛乳豆腐にも挑戦。大豆を原料とする豆腐とは違う舌触りを感じていました。煮だつた生乳に酢を入れるだけで完成する簡単さにも驚いた様子でした。

137名の戦没者をしのぶ

昭和20年の終戦から62年を迎えるにあたり、9月7日 町民センターで安平町戦没者追悼式が行われました。早来地区73名、追分地区64名、合せて137名の英霊名が読み上げられ、先の大戦で亡くなられた方をしのび、追悼の意を捧げるとともに、悲惨な戦争を二度と繰り返すことのないよう、平和への誓いを新たにしました。





遠浅保育園

安平保育園

早来保育園

遠浅保育園

早来保育園

保育園運動会

9月1日安平保育園、9月2日早来保育園、9月9日遠浅保育園で運動会が開催されました。

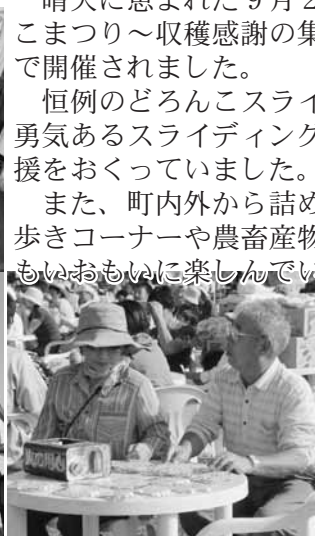
父母の声援のもと、遊戯や玉入れ、徒競走などに一生懸命に取り組んでいました。その一部をご紹介します。

あびらどろんこまつり

晴天に恵まれた9月23日、第2回あびらどろんこまつり～収穫感謝の集い～が瑞穂ダム展望広場で開催されました。

恒例のどろんこスライディングでは、参加者の勇気あるスライディングに見物している方々は声援をおくっていました。

また、町内外から詰め掛けた来場者らは、食歩きコーナーや農畜産物直売など、実りの秋をおもいおもいに楽しんでいました。





敬老会

9月第3月曜日は敬老の日。追分地区では、9月16日と17日に敬老会が行なわれました。10月には、早来地区で各自治会が敬老会を計画し長寿をお祝いする予定です。



秋祭り

各地区で秋祭りが行なわれました。相撲で勝った子どもには懸賞が出され、カラオケ大会の出場者には豪華な賞品が贈られました。そのほかさまざまな催しがあり、地域の人たちが楽しみました。



神社の相撲大会で元気いっぱいの子どもたち
 (9月15日 上本安平神社)



余興のカラオケで自慢の歌を披露
 (9月14日 安平神社)



追分八幡神社祭の期間中に開催された写真・色紙展 (追分公民館)

安平町職員等の実態について

町民の皆さんの福祉や生活の向上、まちづくりの業務を行なっている役場職員や町議会議員の給与や定員などについてお知らせします。これは、安平町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、国の様式により作成したものです。町のホームページにも掲載しています。

なお、今回の内容について、安平町では、多くの項目で国の基準を参考にしています。

安平町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

| 区分 | 住民基本台帳人口 (18年度末) | 歳出額 A | 実質収支 | 人件費 B | 人件費率 B/A | (参考) 17年度の 人件費率 |
|------|---------------------|-----------|--------|-----------|-------------|-----------------------|
| | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | % | |
| 18年度 | 9,268 | 6,285,560 | 83,769 | 1,255,403 | 19.97 | 合併前により記載せず |

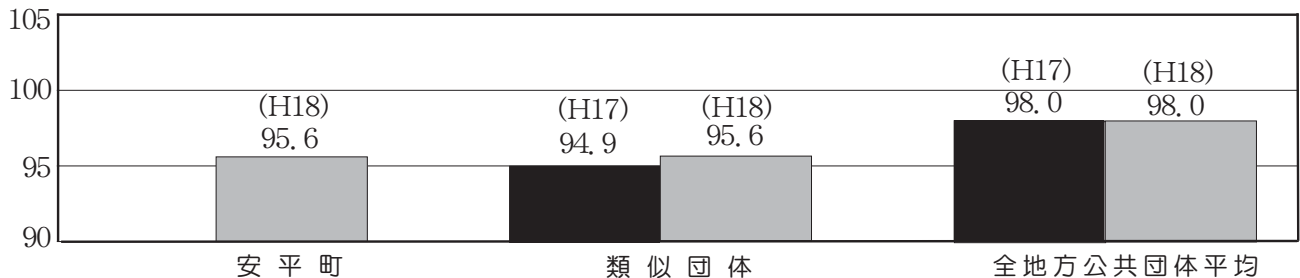
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

| 区分 | 職員数 A | 給与費 | | | 計 B | 一人当たり 給与費 B/A | 類似団体一人当たり 給与費 |
|------|----------|---------|---------|---------|---------|------------------|------------------|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | | | |
| | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 18年度 | 175 | 619,937 | 107,308 | 249,399 | 976,644 | 5,580 | 6,257 |

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は18年4月1日現在の人数である。特別職を含んだ全体数である。
 3 給与費支出額においては、すべて支給した手当額の合計である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体とは、安平町と産業構造等類似団体のラスパイレス指数を記載したものである。
 3 平成17年度の数値については、合併により記載していない。

(5) 給与改定の状況

①月例給

| 区分 | 人事委員会の勧告 | | | | 給与改定率 | (参考) 国の改定率 |
|------|-----------|------------|-------------|-------------|--------|---------------|
| | 民間給与 A | 公務員給与 B | 較差 A - B | 勧告 (改定率) | | |
| 18年度 | 381,230 円 | 381,212 円 | 18 円 (%) | 0.00 % | 0.00 % | 0.00 % |

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。■安平町においては、19.4.1から国の人事院勧告を準拠し給与構造改定を実施します。

②特別給

| 区分 | 人事委員会の勧告 | | | | 年間支給月数 | (参考) 国の年間 支給月数 |
|------|---------------|----------------|-------------|--------------|--------|----------------------|
| | 民間の支給 割合 A | 公務員の 支給月数 B | 較差 A - B | 勧告 (改定月数) | | |
| 18年度 | 月 | 4.45月 | 月 | 4.45月 | 4.45月 | 4.45月 |

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

①一般行政職

(18年4月1日現在)

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額 (国ベース) |
|------|-------|----------|----------|------------------|
| 安平町 | 41.3歳 | 321,800円 | 366,000円 | —円 |
| 北海道 | 42.8歳 | 322,565円 | 393,939円 | 371,493円 |
| 国 | 40.4歳 | 328,477円 | —円 | 381,212円 |
| 類似団体 | 41.3歳 | 335,200円 | —円 | —円 |

明らかにされているもので、平均給与月額(国ベース)は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したもので、安平町の給与表は一般行政職(一)を使用しております。(国と同じ)

(注)平均給料月額

18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均。

平均給与月額

給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものの。地方公務員給与実態調査において

②技能労務職(安平町においては、技能労務職はありません。)

(2) 職員の初任給の状況(19年4月1日現在)

| 区分 | | 安平町 | 北海道 | 国 |
|-------|-----|----------|----------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 170,200円 | 170,200円 | 170,200円 |
| | 高校卒 | 138,400円 | 138,400円 | 138,400円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 138,400円 | 138,400円 | — |
| | 中学卒 | 134,000円 | 134,000円 | — |
| 教育職 | 大学卒 | 170,200円 | 170,200円 | — |
| | 高校卒 | 138,400円 | 138,400円 | — |

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均月額の状況(19年4月1日現在)

| 区分 | | 経験年数 10年 | 経験年数 15年 | 経験年数 20年 |
|-------|-----|----------|----------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 250,600円 | 302,200円 | 343,300円 |
| | 高校卒 | 203,400円 | 250,300円 | 302,200円 |
| 教育職 | 高校卒 | 250,600円 | 302,200円 | 343,300円 |
| | 中学卒 | 203,400円 | 250,300円 | 302,200円 |

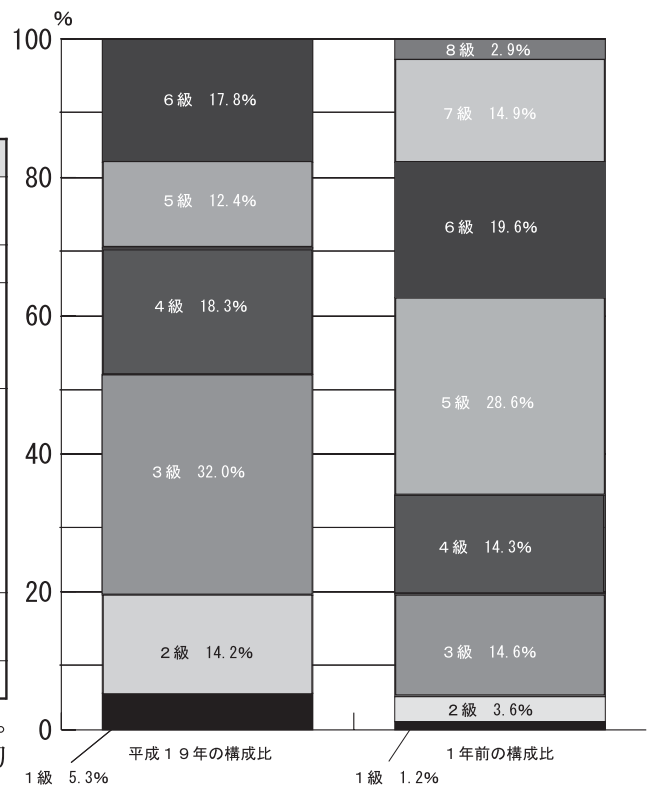
(注)平成19年に8級制から6級制に変更している。
(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1)一般行政職の級別職員数の状況(19年4月1日現在)

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 |
|----|--|-----|-------|
| 6級 | 課長、事務局長、会計管理者、参事の職務 | 30人 | 17.8% |
| 5級 | 課長補佐の職務 | 21人 | 12.4% |
| 4級 | 主幹の職務並びに特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係長及び主査 | 31人 | 18.3% |
| 3級 | 係長(係長保健師、係長保育士及び係長教諭を含む。以下同じ。)、主査(主査保健師、主査保育士及び主査教諭を含む。以下同じ。)及びこれらと同等のものとして町長が認める職務。 | 54人 | 32.0% |
| 2級 | 特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行なう職務 | 24人 | 14.2% |
| 1級 | 定例的な業務を行なう職務 | 9人 | 5.3% |

(注)安平町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務。



(2) 昇給期間短縮の状況

| 区 分 | | 全職種 |
|------|------------------------------|-----|
| 18年度 | 職員数 A | 一人 |
| | 普通昇給期間(12～24月)を短縮して昇給した職員数 B | 一人 |
| | 比率 B/A | 一人 |
| 19年度 | 職員数 A | 一人 |
| | 普通昇給期間(12～24月)を短縮して昇給した職員数 B | 一人 |
| | 比率 B/A | 一人 |

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

| 安 平 町 | | 北 海 道 | | 国 | |
|---|--|--|--|--|--|
| (19年度支給割合) 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.45月分 | | (19年度支給割合) 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.45月分 | | (19年度支給割合) 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.45月分 | |
| (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～10% | | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | |

(2) 退職手当 (19年4月1日現在)

| 安 平 町 | | | 国 | | |
|----------|---------------------------|---------|----------|---------------------------|---------|
| (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 | (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| 勤続20年 | 21.00月分 | 27.30月分 | 勤続20年 | 23.50月分 | 30.55月分 |
| 勤続25年 | 33.75月分 | 42.12月分 | 勤続25年 | 33.50月分 | 41.34月分 |
| 勤続35年 | 47.50月分 | 59.28月分 | 勤続35年 | 47.50月分 | 59.28月分 |
| 最高限度額 | 58.28月分 | 59.28月分 | 最高限度額 | 59.28月分 | 59.28月分 |
| その他の加算措置 | 勸奨退職制度30歳以上4号 45歳以上8号俸 | | その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) | |

(3) 地域手当

(19年4月1日)

| 支給実績 (18年度決算) | | | 0千円 |
|------------------------|-----|---------|-----|
| 支給職員1人当たり支給年額 (18年度決算) | | | 0円 |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | |
| 札幌市 | — % | — 人 | |
| | % | 人 | |
| | % | 人 | |

(4) 特殊勤務手当 (19年4月1日現在)

| 支給実績 (18年度決算) | | 158千円 | |
|--------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算) | | 21,948円 | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合 (18年度) | | 4.5% | |
| 手当の種類 (手当数) | | 8 | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 税務等手当 | 税の賦課資料調査、検査又は徴収 (税外を含む。)の督励に従事した職員 | 税の賦課資料調査、検査又は徴収 (税外を含む。)の督励に従事したとき | 日額 300円 |
| | 滞納処分 (税外を含む。)に従事した職員 | 滞納処分 (税外を含む。)に従事したとき | 日額 700円 |

| | | | |
|------------|--|---|------------|
| 移送業務手当 | 認知症患者又は寝たきり老人の移送業務に従事した職員 | 認知症患者又は寝たきり老人の移送業務に従事したとき。 | 日額 300円 |
| 死病人処理手当 | 死病人の処理作業に従事した職員 | 死病人の処理作業に従事したとき。 | 1回 3,000円 |
| 感染症防疫等業務 | 感染症の防疫等の作業（感染症が発生するおそれがある場合に係る当該作業を含む。）に従事した職員 | 感染症の防疫等の作業（感染症が発生するおそれがある場合に係る当該作業を含む。）に従事したとき。 | 1日 1,500円 |
| 畜犬・へい獣処理手当 | 畜犬・へい獣処理作業に従事した職員 | 畜犬・へい獣処理作業に従事したとき。 | 1日 1,000円 |
| 火葬等業務手当 | 火葬業務に従事した職員 | 火葬業務に従事したとき | 1体 10,000円 |
| | 火葬炉内の整備点検に従事した職員 | 火葬炉内の整備点検に従事したとき。 | 日額 400円 |
| 家畜伝染病処理手当 | 家畜の伝染病予防、検査又は消毒業務に従事した職員 | 家畜の伝染病予防、検査又は消毒業務に従事したとき。 | 日額 500円 |
| 選挙事務手当 | 選挙事務のうち、投票管理者職務代理者として投票業務に従事した職員 | 選挙事務のうち、投票管理者職務代理者として投票業務に従事したとき。 | 日額 25,000円 |
| | 選挙事務のうち、一般従事者として投票業務に従事した職員 | 選挙事務のうち、一般従事者として投票業務に従事したとき。 | 日額 23,000円 |
| | 選挙事務のうち、開票事務従事者として開票業務に従事した職員 | 選挙事務のうち、開票事務従事者として開票業務に従事したとき。 | 日額 7,000円 |

備考 「感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定するほか、結核、ハンセン病並びに狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第2条及び家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条に規定する伝染病(特に人体に感染の危険のあるものに限る。)をいう。

(5) 時間外勤務手当

| | |
|------------------------|-----------|
| 支給実績 (18年度決算) | 26,735 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算) | 223 千円 |

1,000円未満は切り上げています。

職員の任免及び職員数 (平成19年4月1日現在)

| 区 分 | 18年度末退職 | 19年度採用 | 職員数 | |
|-------------|----------|--------|-----|----|
| 町長部局 | 総務課 | | 15 | |
| | 財政課 | | 6 | |
| | 企画課 | | 6 | |
| | 税務課 | | 9 | |
| | 国保年金課 | | 6 | |
| | 住民生活課 | | 6 | |
| | まちづくり推進課 | | 8 | |
| | 農林課 | 1 | | 9 |
| | 建設課 | | | 9 |
| | 会計課 | | | 3 |
| | 情報課 | | | 3 |
| | 健康福祉課 | 1 | | 22 |
| | 介護保険課 | 1 | 1 | 9 |
| | 土木課 | | | 4 |
| | 商工労働課 | | | 5 |
| | 第1水道課 | | | 7 |
| | 第2水道課 | | | 6 |
| 住民総合相談室(早来) | 1 | | 3 | |
| 住民総合相談室(追分) | | | 6 | |
| 議会事務局 | 1 | | 4 | |
| 農業委員会 | | | 2 | |
| 教育委員会 | | | 20 | |
| 計 | 5 | 1 | 168 | |

機構改革により福祉課と保健課が統合し、健康福祉課となっています。

| 度との異同 | 国の制度と異なる内容 | 支給実績(18年度決算) | 支給職員1人当たり平均支給額 (18年度決算) |
|-------|--|--------------|----------------------------|
| 同 | | 19,559 千円 | 232,845 円 |
| 異 | ①家賃12,001円以上のとき 100円から27,000円 ②自己所有 2,500円 | 8,773 千円 | 182,770 円 |
| 異 | 同 左 | 5,259 千円 | 72,041 円 |
| 異 | 同 左 | — 千円 | — 円 |
| 同 | | 26,735 千円 | 222,791 円 |
| | | — 千円 | — 円 |
| 異 | 同 左 | — 千円 | — 円 |
| 同 | | 21,217 千円 | 451,425 円 |
| 同 | | 96 千円 | 12,000 円 |
| 異 | | 21,464 千円 | 134,993 円 |
| 同 | | 4,050 千円 | 40,622 円 |

該当人数割り小数点以下は切捨てしています。

(6) その他の手当 (19年4月1日現在)

| 手 当 名 | 内容及び支給単価 | 国 の 制 |
|--------------------------|---|-------|
| 扶 養 手 当 | ①配偶者13,000円 ②22歳未満の子及び孫 ③60歳以上の父母及び祖父母 ④22歳未満の弟妹 ⑤重度心身障害者 ②～⑤までは6,000円×人数 ・特定扶養加算 5,000円 ・配偶者のない場合、その内1人は11,000円 ・扶養親族者でない配偶者を有する場合は、その内6,500円 | |
| 住 宅 手 当 | ①自ら居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える額を支払っている職員 ②当該職員の所有に係る住宅で新築され又は購入された住宅であって新築又は購入した日から5年間 月額2,500円 | |
| 通 勤 手 当 | ①通勤のため交通機関又は有料の道路を利用してその運賃又は料金を負担することを常例している職員 ②通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるものを使用することを常例している職員 ③通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員 自動車等の使用距離2km以上5km未満月額2,000円 5km以上10km未満 4,100円 ※この他の支給額については安平町職員の給与に関する条例を参照願います。 | |
| 調 整 手 当 | 民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員に対して支給する。月額、給料及び扶養手当の月額に100分の3を乗じた額 | |
| 時間外勤務手当 休日勤務手当 分含む | 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 勤務1時間に対して100分の125から150までの範囲内で支給 ※この地の支給額については安平町職員の給与に関する条例を参照願います。 | |
| 休日勤務手当 | 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して100分の125から150までの範囲内において支給 ※この他の支給額については安平町職員の給与に関する条例を参照願います。 | |
| 宿 日 直 手 当 | 勤務1回につき4,200円常直的な宿直勤務にあつては、月額21,000円(現在、職員の宿直はなし) | |
| 管 理 職 手 当 | 課長職…月額49,800円 参事職…月額41,500円 補佐職…月額31,700円 ※課長職は23年度から62,300円。参事職は23年度から51,900円 | |
| 管理職員特別 勤 務 手 当 | 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。勤務1回につき12,000円を超えない範囲において規則で定める額 | |
| 寒 冷 地 手 当 | 毎年10月から翌年2月までの各月の初日において在職する職員のうち規則で定める職員に支給する。 世帯主で扶養親族のある職員 月額26,380円 世帯主で扶養親族のない職員 月額14,580円 その他の職員 月額10,340円 | |
| 児 童 手 当 | 12歳未満の児童を養育し、前年所得が一定未満のとき ・第2子まで 5,000円 ・第3子以降 10,000円 ※3歳児未満については、第1子・第2子に関係なく3歳到達月まで10,000円支給 | |

該当人数については、支給月において変動いたしますが、最大人数で記載しています。平均支給年額については、

5 特別職の報酬等の状況（19年4月1日現在）

| 区 分 | | 給 料 月 額 報 酬 等 | |
|------------------|-----------------------|----------------------|---|
| 給 料 | 町 長 | 700,000円 (円) | (参考)類似団体における最高/最低額 850,000円 / 700,000円 |
| | 副 町 長 | 600,000円 (円) | 682,000円 / 594,000円 |
| | 教 育 長 | 560,000円 (円) | 612,000円 / 544,000円 |
| 報 酬 | 議 長 | 250,000円 (円) | 308,000円 / 250,000円 |
| | 副 議 長 | 200,000円 (円) | 246,000円 / 200,000円 |
| | 議 員 | 176,000円 (円) | 207,000円 / 176,000円 |
| 期 末 手 当 | 町 長 副 町 長 教 育 長 | (18年度支給割合) 4.45月分 | |
| | 議 長 副 議 長 議 員 | (18年度支給割合) 4.45月分 | |
| 退 職 手 当 | 町 長 | (算定方式) | (支給時期) |
| | 副 町 長 | 給与月額×483 / 100×勤続年数 | 任期毎 |
| | 教 育 長 | 給与月額×305 / 100×勤続年数 | 任期毎 |
| | 備 考 | 給与月額×267 / 100×勤続年数 | 任期毎 |

(注) 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

| 部 門 | 区 分 | | 職 員 数 | | 対前年 増減数 | 主 な 増 減 理 由 |
|---------------|-----------|------|--------------|--------------|------------|---------------------------|
| | | | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | | |
| 普通会計部門 | 一般行政部門 | 一般職員 | 126 | 124 | -2 | <参考>人口1,000人当たり 職員数14人 |
| | | 計 | 126 | 124 | -2 | |
| | 教 育 部 門 | | 20 | 20 | 0 | |
| | 議 会 部 門 | | 4 | 4 | 0 | |
| | 農 業 委 員 会 | | 3 | 2 | -1 | <参考>人口1,000人当たり 職員数17人 |
| | 計 | | 153 | 150 | -3 | |
| 公営企業等 会計部門 | 水 道 | | 7 | 7 | 0 | |
| | 下 水 道 | | 6 | 6 | 0 | |
| | そ の 他 | | 5 | 5 | 0 | |
| | 小 計 | | 18 | 18 | | |
| 合 計 | | | 171 [176] | 168 [176] | -3 [] | <参考>人口1,000人当たり 職員数19人 |

(注) 職員数は一般職に属する職員数である。[]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成19年4月1日現在）

| 区 分 | 20歳 未 満 | 20歳 ～ 23歳 | 24歳 ～ 27歳 | 28歳 ～ 31歳 | 32歳 ～ 35歳 | 36歳 ～ 39歳 | 40歳 ～ 43歳 | 44歳 ～ 47歳 | 48歳 ～ 51歳 | 52歳 ～ 55歳 | 56歳 ～ 59歳 | 60歳 以 上 | 計 |
|-----|------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------|----------|
| 職員数 | 人 0 | 人 2 | 人 12 | 人 26 | 人 31 | 人 21 | 人 9 | 人 11 | 人 20 | 人 20 | 人 16 | 人 0 | 人 168 |

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

| 平成17年4月1日 職員数 | 平成22年4月1日 職員数 | 純減数 | 純減率 |
|------------------|------------------|----------|------------|
| 人 183 | 人 162 | 人 -21 | % -11.5 |

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)概要 (各年4月1日現在)

| 部 門 | 区 分 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 | 18年～20年 | (参考) 数値目標 |
|-------------|-----|------|-----|-----|-----|---------|--------------|
| | | 計画始期 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 計 | |
| 一般行政 | 職員数 | 135 | 132 | 130 | | - | |
| | 増 | | -3 | -2 | | (%) | |
| 教 育 | 職員数 | 24 | 21 | 20 | | - | |
| | 増 | | -3 | -1 | | (%) | |
| 消 防 | 職員数 | - | - | - | - | - | |
| | 増 | | - | - | - | (%) | |
| 公営企業 等会計 | 職員数 | 24 | 18 | 18 | | - | |
| | 増 | | -6 | 0 | | (%) | |
| 計 | 職員数 | 183 | 171 | 168 | | - | 162 |
| | 増 | | | | | (%) | |

(注) 計画期間は17年～22年の5年間である。

(%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減を、計の欄にあっては計画1年日以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 職員の勤務時間その他勤務条件

(1) 勤務時間

| | |
|---------|----------------|
| 始業・就業時間 | 8時30分から17時30分 |
| 休憩時間 | 12時00分から13時00分 |

(2) 休暇

| | |
|---------|--------------------|
| 有休の種類 | 年次有給休暇・病気休暇・特別休暇 |
| 有休の付与日数 | 年間20日間(繰越可能 限度40日) |

8 職員の分限処分及び懲戒処分

(1) 分限処分

| 処分の種類 | 処 分 事 由 | 人 数 |
|-------|---------|-----|
| 休 職 | 心身の故障 | 2 |

(2) 懲戒処分

| 区 分 | 免 職 | 停 職 | 戒 告 |
|------|-----|-----|-----|
| 処分人数 | 0 | 0 | 0 |

9 服 務

| | |
|------------|---|
| 職員のサービスの基本 | 地方公務員のサービスについては、地方公務員法で規定されていて、①法令、職務上の命令に従う義務 ②信用失墜行為の禁止等の遵守が基本です。 |
| サービス専念義務免除 | 職員の職務免除は次の場合承認されます。 ①研修を受ける ②免許の更新等 |

10 研修及び勤務成績の評価の状況

(1) 職員の研修

| 区 分 | 施設研修 | 自己研修 | 職場内研修 |
|-------|----------------------|------------------|-----------|
| 主な研修名 | 初級研修 中級研修 法務研修 | 情報提供 接遇関係資料配布 | メンタルヘルス研修 |
| 参加人数 | 4 | 全職員 | 70 |

11 福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の研修

| 区 分 | 参 加 状 況 |
|-------------|---------------------------------------|
| 健康診断 | 総合健診108名 一般健診78名(嘱託職員含む) |
| 胆振東部5町野球大会等 | 男子野球大会(むかわ町開催) 女子ミニバレー ボール大会(洞爺湖町) |

12 競争試験及び選考の状況

| | |
|------------|-----------|
| 平成18年度採用試験 | 保健師採用試験実施 |
|------------|-----------|



した。

数年前まで近所の公園を散歩していたといいますが、「耳が少し遠いほかは元気でですよ」と家族の方が話していました。

安平町の長寿ナンバーワン
安平町最高齢者の熊谷義雄さんは明治40年3月生まれの100歳。昨年、総理大臣から長寿の記念品が贈られ、現在は苫小牧に住むご家族と暮らしています。



国体に出場する選手が町長を表敬訪問

9月29日から開催される秋田わか杉国体に安平町から出場する鍋谷潤一さん(写真右端・自転車競技)、大橋祐翔君(早来中3年、カヌー競技、写真右から3番目)、門別謙樹君(早来中3年、カヌー競技、写真左端)が9月27日に役場早来庁舎を訪れ、出発のあいさつをしました。

このほか追分高等学校3年の山口隼人君も北海道代表に選ばれています。



北大生が安平町の活性化について語る
北海道大学の学生たちが、9月15日から17日にかけて、安平町の観光名所や農家訪問を行うなど、町内を見て回り、安平町の地域活性化に向けた意見提案を行いました。
雪だるまや赤いひまわり、馬産地、メロンなどの観光資源は多いが単発でPR不足、町の名産品を買おうとしてもどこで買えるのか分かりづらいといった感想がありました。
安平町の将来に向けた地域活性化案として、ご当地グルメの開発による名産品のPR、雪だるまを線路沿線に並べる事業、普段安平町から見えない

19年8月ていあんについて

内容 「記事の内容を精査して印刷物の件数を減らす対策を進めてほしい。それにより、資源の無駄の解消につながる。また横の連絡を密にして親しまれる広報づくりをしてほしい」という提案が役場に寄せられました。〈提案者無記名〉

回答 町としては、昨年4月から配布物を減らすように全庁的に取り組んできました。記事はできるだけ広報紙や笑顔に掲載するようにしたり、両面印刷をするように努めております。役場以外にも公共的団体などからの印刷物も一緒に配布されている状況なので件数が増えたと感じることも考えられます。いずれにせよ今回は無記名によるご意見でしたので、何をどのように改善すべきか確認ができませんでした。資源の無駄と思われないように努めていきたいと考えています。

意見が出ていました。
牧場風景や山並などの写真集の作成や映像化による町のアピール。町外者の農業体験事業、将来を担う子供達が自分の町に愛着心を持つて自慢できるような魚卵放流の拡大事業や小中高生を交えたジュニアキャンプなどの体験事業という案から、馬産地を活かしてエアギターならずエア競馬を行うなど、安平町内での交流・親睦を促進できるような事業が提案され、学生も一緒に関わっていききたいと活発な意見が出ていました。

安平町では町内に提案箱を10カ所設置しています。また『ていあんくんメール』を設け、皆様のご提言などを行政に反映するよう努めていますが、最近無記名による投稿が多くなりました。

ていあんくんには必ず氏名と連絡先を記載してください。提案制度については、企画課広報広聴係にお問合せください。☎2751

公民館等使用料の減免割合が 10月1日から改正されています

今回の改正は、地域間で生じている施設使用料の減免割合の不均衡を是正するとともに、行政改革に基づく町の収入(歳入)の増を図ることを目的としています。対象となる施設は町内の公民館(遠浅公民館、早来町民

町民センターで開催された改正についての説明会(7月24日)

センター、安平公民館、追分公民館)と早来研修センター研修室です。これらの施設を利用する場合は、利用申請書や減免申請書等を提出していただくこととなります。使用料の減免を受けられる割合は管理規則で規定されており、9月5日発行の生涯学習だより『きらり』第56号でも詳しく説明しています。

問合せ 生涯学習課(☎25 2083)又は町民センター(☎22 3224)

| 利用団体及び利用条件 | 減免割合 |
|--|-----------------|
| 町及び教育委員会が主催又は共催し、公益のため使用 | 全額減免(無料) |
| 教育委員会が認める社会教育関係団体が使用 | 半額減免 (50%徴収) |
| その他の公共団体、社会福祉団体、産業経済団体、農協青年部、商工会青年部、労働団体が使用 | |
| 町内の少年団体、女性団体、民間保育所、高等学校、交通安全関係団体、自治会・町内会等が使用 | 全額減免(無料) |
| その他町長が特に必要と認めたとき | 別に定める額 |

半額(50%)減免が適用となる団体のうち、公民館を定例的に使用し、かつ前年度又は前々年度の使用実績が12回を超える団体については、特例として使用料を無料としますが、暖房を使用する期間(11月～4月)は、実費相当額(=暖房料)を50%徴収(半額減免)します。ただし、平成19～20年度に限っては経過措置として、使用回数に関係なくこの特例(50%徴収(半額減免))が適用されます。

町では町民参加、町民と行政との協働によるまちづくりを目指して自治基本条例の制定に向けた取り組みを行っています。自治基本条例は、安平町のまちづくりや地域課題への対応について、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくのかなど自治の仕組みの基本ルールを定めるものです。言い換えれば「わたしたちのまちの憲法」とも言えるものです。この「まちの憲法」を多くの町民の皆さんの意見を反映させたものにするため、色々な方法で町民の皆さんの意見を一つでも多くこの条例に反映したいと考えていることから、その一つの方法として、合併後、初めての試みとして「まちづくりワークショップ会議」を9月13日、役場早来庁舎で開催しました。

町内両地区から5名の町民の皆さんと町職員も構成メンバーとして2名、合わせて7名の参加により第1回目のワークショップ会議を開催しました。当初予定していた人数には満たなかったのですが、ワークショップ開催の経緯等の説明に続いて、参加者の自己紹介後、今回のテーマ「まちづくりワークショップを考える」について考えていただき、新生安平町のまちづくりに関する思いや自治基本条例制定に関する考え方、今後のワークショップの運営方法な

第1回 まちづくり「ワークショップ」を終えて —町民の皆さんが考える「あびら」のまちづくり—

どについて、それぞれの意見を述べていただきました。その検討内容や意見等については違う機会にご紹介したいと考えています。

今後、このワークショップについては、参加者の再募集を行い、今回の参加者を含め徐々に参加人数を増やしながら活動することになりました。第2回目の開催については10月上旬頃、追分地区において開催することになりましたので、参加者募集等の詳細については追って町民の皆さんにお知らせします。興味のある方はぜひ参加ください。

第1回目のワークショップを終えて、参加者の自主的な参加により両地区の町民の皆さんが一つのテーマに沿って意見交換をすることは新生安平町のまちづくりの新たな一歩であったと実感しました。

【問合せ】

総務課地方分権係

☎25 11



お知らせ

人事発令

【9月30日付】

退職 武山 隆(税務課長)

【10月1日付】

税務課長 龍和英(国保年金課長)、商工労働商工係長事務取扱 高田 潔(商工労働課長)、国保年金課長 吉田敏光(国保年金課参事)、総務課主幹板垣光彦(農業委員会参事)、国保年金課課長補佐(国保・年金・医療担当) 板倉孝一(総務課課長補佐・秘書室)、農業委員会长次長 小川誠一(追分住民総合相談室課長補佐)、商工労働課課長補佐(労働係長・雇用対策係長事務取扱 遠藤邦敏(商工労働課課長補佐)商工係長・雇用対策係長事務取扱)、総務課課長補佐(地方分権・男女参画係長事務取扱・秘書室 田中一省(総務課課長補佐)総務係長事務取扱)、まちづくり推進課公園管理係主査 千葉幹雄(総務課車両管理係主査)、総務課防災係長・秘書室 武山 稔(総務課総務係主査)、まち

づくり推進課まちづくり推進係主査 岡田雄一(商工労働課労働係長、総務課総務係長 岡康弘(総務課防災係長・秘書室)、農林課畜産係長 奥田浩司(税務課住民税係主査)、総務課総務係主査 新田大輔(安平・厚真行政事務組合業務係長)、税務課住民税係 宮崎晃行(まちづくり推進課まちづくり推進係)、健康福祉課母子健康係 安田匠(まちづくり推進課公園管理係)、商工労働課労働係 谷永智崇(健康福祉課母子保健係)、総務課車両管理係主査 佐藤好和(総務課車両管理係長)、総務課車両管理係主査 阿部卓史(総務課総務係主査)、安平・厚真行政事務組合業務係長 瀧井真司(農林課畜産係長)

コミュニティ助成事業で自主防災組織用備品を購入

財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業の助成を受け、ヘルメットやスコップ、投光機など自主防災組織用備品を購入しました。この事業は、同センターが全国自治宝くじ普及広報事

業費として受け入れられる宝くじ受託事業収入を財源として、住民のコミュニティ活動に助成を行うことによりコミュニティの健全な発展を図るとともに、宝くじの普及広報事業を行うというものです。



町では、町内会または自治会等で結成した自主防災組織や、今後自主防災組織の結成を計画している町内の団体を対象に、災害時用もしくは防災訓練用として今回の事業で購入した備品を貸し出すこととしていきます。災害が発生した場合、地域住民が協力し助け合うことにより被害を最小限に食い止めることができます。災害に備え、町内会や自治会において自主防災組織を結成してみたいかがでしょうか。*今回購入した備品は早来・追分両地区の水防倉庫で保管しています。

問合せ 総務課防災係

☎ 2511

国民年金保険料収納業務の民間委託について

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき、平成19年10月1日より、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用して収納の向上を図ることを目的とし、社会保険庁が実施している保険料の収納業務のうち、国民年金保険料の納付のご案内及び納付の申出があった場合の収納等を民間競争入札により民間事業者に委託しています。

配偶者暴力防止法の改正

配偶者暴力防止法が平成20年1月11日から変わります。保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等を定めた、配偶者暴力防止法の一部改正法が、平成19年の通常国会で成立し、7月11日に公布されました。

改正の主な内容

- ① 保護命令制度の拡充
- ② 生命または身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令
- ③ 電話等を禁止する保護命令
- ④ 被害者の親族等への接近禁止命令

II 市町村基本計画の策定の努力義務等

配偶者からの暴力被害者支援情報サイト
<http://gender.go.jp/e-vaw/index.htm>

委託期間

平成19年10月1日

～平成22年9月30日

委託業者

株式会社 トライアイ

問合せ 苫小牧社会保険事務所

☎ 0144-366135

健康福祉課地域福祉係
 0143-249572
 04555

水道料金等減額申請 受付中

水道料金、下水道使用料及び簡易下水道使用料について、一定条件の世帯を対象に減額措置を実施します。

対象世帯
町内に居住する世帯主が満65歳以上で次の(1)、(2)のいずれにも該当し、1ヶ月間の使用水量が4.0m³以下の場合、減額措置の対象となります。(4.0m³を超える月は、減額の対象となりません。)

(1)町民税非課税の世帯
(2)世帯主の合計所得金額と課税金収入の合計が80万円未満の世帯

*ただし、生活保護世帯や町民税が課されている者と生計が同一の世帯及び町民税課税者の扶養控除の対象となっていない世帯を除く。

減額される額
月の基本料金を2分の1に減額します。

手続き

(9月1日から申請受付中)
減額申請書を提出し、対象

となることが承認されなければなりません。また、使用月によつて4.0m³を超えることもありますので、その月は減額の対象になりませんが、申請は一度行えば対象外になるまで継続します。

なお、減額申請書は両庁舎にありますのでそれぞれの水道課で手続きをお願いします。

問合せ

第1水道課 早来庁舎2階

☎22730(直通)

第2水道課 追分庁舎1階

☎252411

(内線251・253)

各種巡回相談

お子さんの発達やお父さんお母さんの子育てに関する不安や悩みを相談できる専門機関の巡回相談です。お気軽にご相談ください。

北海道社会福祉事業団太陽の園発達援助センター発達支援

専門員

日 時 11月5日(月)

10時～15時

場 所 保健センター

室蘭児童相談所

日 時 11月6日(火)

10時～15時

場 所 ぬくもりセンター

申込み・問合せ 10月19日

(金)まで

健康福祉課子育て支援係

☎254555

早来保育園(療育担当)

☎23190

住民総合相談室(早来庁舎)

☎22511

秋の行政相談週間

10月15日(月)～21日(日)

◎1日合同行政相談所を開設

します

日 時 10月16日(火)

10時～15時

場 所 ぬくもりセンター多

目的情報会議室

相談担当

安平町・追分行政相談員・

総務省北海道管区行政評価

局行政相談部

相談内容

年金、税金、健康保険、道

路、河川、登記、社会福祉、各

種行政サービスほか

◎第41回合同行政相談懇談会

を実施します

日 時 10月18日(木)

13時30分～

場 所 役場早来庁舎大会議室

問合せ 総務課総務係

☎22511

無料調停相談

日 時 10月25日(木)

10時～20時

場 所

苫小牧市民活動センター

(苫小牧市若草町3丁目3番

8号)

相談内容

お金を貸したが返してもら

えない。土地建物の賃貸借

の紛争やその明け渡し。夫

婦間がうまくいかない。離

婚したいが財産分与の話し

合いがつかない。サラ金の



献血にご協力を!

問題。交通事故に関する問題等、民事・家事の紛争による悩み。
*当日、直接会場へお越しください。秘密は厳守します。

問合せ

苫小牧簡易裁判所調停委員

谷岡清子

☎0144・74・0620

| 実施日 | 場 所 | 時 間 |
|---------------|----------|---------------|
| 10月23日 (火) | 追分公民館 | 10時00分～10時40分 |
| | ぬくもりセンター | 11時00分～12時00分 |
| | 追分庁舎 | 13時30分～16時00分 |

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律について

平成21年5月までに導入される予定の裁判員制度について、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の概要を紹介いたします。

対象事件

- (1)原則
- ①死刑又は無期の懲役・禁錮に当たる罪に係る事件
 - ②法定合議事件であつて故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの
- (2)対象事件からの除外

(1)に該当する事件であつても、裁判員、その親族等に対する加害行為がなされる恐れがあるような事件については、例外的に裁判官の合議体で取り扱うことができる。

合議体の構成

(1)裁判員の参加する合議体の裁判官の員数は3人、裁判員の員数は6人。

(2)第一回公判期日前の準備手続き(公判前整理手続)を主宰した裁判所は、準備手続きの結果、被告人が公訴事実を認めている場合において、当事者に異議がなく、かつ、事件の内容等を考慮して適当と認めるときは、事件を裁判官1人及び裁判員4人の合議体で取り扱うこととすることができる。

決

裁判官・裁判員の権限及び評

(1)有罪・無罪の決定及び量刑の判断は、裁判官と裁判員の合議体の過半数であつて、裁判官及び裁判員のそれぞれ一人以上が賛成する意見による。

(2)法令の解釈及び公訴手続きに関する判断は、裁判官の過半数の意見による。

裁判員の資格・選任手続等

(1)衆議院議員の選挙権を有する者の中から、一年ごとに無作為抽出で裁判員候補者名簿を作成する。裁判員は、その中から事件毎に無作為抽出する。

(2)欠格事由及び就職禁止事由等に該当する者、不公平な裁判をする恐れがある者並びに当事者から理由を示さない不選任請求をされた者は、裁判員となることができない。辞退事由に該当する者は裁判員となることを

辞退することができる。

(3)裁判員は公判期日への出頭義務、守秘義務等の義務を負う。義務違反その他一定の場合に、裁判員は解任される。

(4)裁判員には、旅費、日当等を支給する。

裁判員の参加する裁判の手続

(1)第一回公判期日前の準備手続を必要に行なう。

(2)裁判員は証人に対する尋問及び被告人に対する質問等ができる。

その他

(1)裁判員に対する請託・威迫行為、裁判員の秘密漏洩行為等を処罰。

(2)労働者は、裁判員であることを理由として解雇その他不利益な取り扱いを受けない。

(3)何人も、氏名等の裁判員を特定するに足りる情報を公にしてはならない。

(4)担当事件に関する裁判員への接触を規制。

*詳細については問合せください。

問合せ

法務省刑事事務局総務課裁判員制度啓発推進室

☎ 03-3592-8106

苫小牧市医師会休日当番実施医療機関

(診療時間 9時～17時)

| 10月 (内科) | 10月 (外科) |
|-------------------------------|---------------------------------|
| 7日 いまい内科クリニック 双葉町1 ☎③⑦ 8686 | 7日 につしん泌尿器科クリニック 日新町2 ☎⑦① 1100 |
| 8日 たかやなぎ小児科 日新町2 ☎⑦① 2115 | 8日 ハート整形麻酔科クリニック 三光町2 ☎③⑧ 7000 |
| 14日 柴田内科循環器科 桜木町1 ☎⑦① 2225 | 14日 同樹会苫小牧病院 新中野町3 ☎③⑥ 1221 |
| 21日 吉川医院 表町5 ☎③④ 4565 | 21日 苫小牧日翔病院 矢代町2 ☎⑦② 7000 |
| 28日 加藤胃腸科内科クリニック 緑町2 ☎③⑤ 2125 | 28日 苫小牧東部脳神経外科 沼ノ端230 ☎⑤③ 5000 |
| 11月 (内科) | 11月 (外科) |
| 3日 滝上循環器科内科クリニック 泉町2 ☎③⑦ 8011 | 3日 とよた腎泌尿器科クリニック 元中野町2 ☎③① 2000 |
| 4日 につしん内科クリニック 日新町2 ☎⑦① 1500 | 4日 苫小牧消化器科外科 沼ノ端165 ☎⑤① 6655 |



苫小牧夜間休日急病センター (苫小牧市旭町2丁目) ☎③⑤ 0001

○科目 内科、小児科

○診療時間 平日：19時～翌朝7時 土曜：14時～翌朝7時

日曜・祝日、年末年始(12/31～1/3)：9時～翌朝7時

善 意

- (8月21日～9月20日受付) 追分地区の福祉向上のため 町へ
- 渡辺絵理さん・佐々木由佳さん(追分緑が丘)
- 環境保護に伴う安平町緑化事業推進基金へ
- 早来町自然保護協会
- 社会福祉協議会へ
- 香典返しにかえて
- 森下醇一さん(瑞穂)
- 棚田紀美子さん(追分本町)
- 安田輝夫さん(遠浅)
- 篤志寄付
- 追分俳句真珠会
- 代表 久保和子
- 広報あびら9月号点訳
- 安平町点訳赤十字奉仕団
- 愛の小箱
- スパ―追分店
- チャリティゴルフコンペ収益金
- 安平町誘致企業会
- 瑞穂自治会へ
- 安平連合自治会へ
- 香典返しにかえて
- 森下醇一さん(瑞穂)
- 追分陽光苑へ
- 在宅サツポ口へ

ふるさとおいわけへ

富門華会へ

チャリティゴルフコンペ収益金

○安平町誘致企業会

東遠浅自治会へ

東遠浅保健推進会へ

香典返しにかえて

○安田輝夫さん(遠浅)

合計 1,420,841円

コーラス・ドルチェ 20周年記念コンサート

遠浅地区で活動を始めて20年が経過したコーラス・ドルチェ(旧遠浅合唱団)が20周年記念コンサートを開催します。ご来場をお待ちしています。

日時 10月27日(土) 開場 14時 開演 14時30分

場所 遠浅公民館

曲名 ・女声合唱組曲「水のいのち」・小さい秋みつけた・ずいずいづっころばし・お猿のかごや 他

賛助出演・コールボーイズ(男声合唱団)・福本真理子(ソプラノ独唱)

問合せ 伊藤和子 ☎ 3693

追分中学校開校 60周年記念式典

日時 10月21日(日) 10時～

式場 追分中学校体育館

10年に一度の学校の誕生祝いです。

PTA・同窓会・地域の方々の多数のご出席をお待ちしています。なお、ご出席の場合は追分中学校(☎ 2044)までお知らせいただけますと助かります。

追分中学校開校 60周年記念事業協賛会

「公営住宅・特公賃住宅・町営住宅の入居者募集は、笑顔(スマイル)をご覧ください。」

お誕生おめでとうございます

松原美桜

8/20(女・哲志) 早来富岡

岡崎

9/11(男・友和) 早来源武

ご結婚おめでとうございました

坂本 龍(厚真町) 愛(追分青葉)

星 壮一(早来源武) 藤原のわ(早来源武)

お悔やみ申し上げます

森下 誠 8/24(8) 早来瑞穂

菊地和英 8/27(7) 追分旭

荒木峰夫 9/1(6) 追分緑が丘

棚田チエ 9/4(9) 追分本町

鈴木まさ 9/6(9) 早来栄町

田中直行 9/6(5) 追分柏が丘

菊地ソノ 9/14(9) 早来源武

山本澄子 9/16(7) 追分本町

マチの人口・世帯

総人口 9,270人(-35)

男性 4,636人(-26)

女性 4,634人(-9)

世帯数 4,251世帯(-23)

(平成19年9月30日現在)

交通事故死
ゼロ運動

平成19年9月30日現在 866日

運転免許証更新時講習

| | | 11月 | 時間 | 場所 |
|--|-----|---|--------|------------------|
| 一講 | 一般習 | 2日・7日・14日・22日・28日 | 10時00分 | 苦小牧市 交通安全センター |
| | | 13日・20日・27日 | 13時30分 | |
| 優講 | 良習 | 1日・6日・8日・13日・15日・16日 20日・21日・27日・29日・30日 | 10時00分 | |
| | | 2日・22日 | 13時30分 | |
| | | 7日・28日 | 15時30分 | |
| このほかの講習日程(違反・初回)については、苦小牧警察署にお問合せください。☎ 0144・35・0110 | | | | |

元気に 大き な〜れ!



新田 ^{ひびき}響くんと
お母さんの亜輝子さん



水上 ^{きょう}杏ちゃんと
お母さんの絵里香さん



西口 ^{さしや}幸紗ちゃんと
お母さんの久美子さん

CHILD & MOTHER

表紙

祭典余興に特別出演
9月6日 追分八幡神社

編集後記

今年の紅葉は、例年より少し遅めと言われていますが、周りの木々は少しづつ紅葉し始め、季節の移り変わりが見てとれます。

今月は、体育の日にちなんだ行事や各学校の学芸会や学校祭が開催されます。

秋の過ごし方は人それぞれですが、皆さんはどのように過ごしますか？

(ト)
SLの汽笛が追分市街に流れた。蒸気機関車にあこがれて就職した元鉄道マンの中には80歳を超えた人もいる。石炭が燃えた時の匂いに哀愁を感じるというO.B。デコイチ(D51)やシロクニ(C62)などの愛称で親しまれた黒い鉄のマシンと苦楽を共にしたことがよみがえり目が輝いていた。

(Z)
体は老いても思い出や生きがいを持てるものがある人は若いと実感した。

発行

安平町 企画編集／企画課広報広聴係

☎059-11595

勇払郡安平町早来大町95番地 ☎0145-22511